

新旧対照表

○風水害対策編 第2章 事前対策 第5節(旧)災害時要援護者対策(新)避難行動要支援者対策 頁[風 8, 風 9]

旧		新	
<p>各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な乳幼児、妊婦、高齢者、要介護者、障がい者、外国人等を保護し、安全の確保を図る。また、地域の中で支援を受け、安心・安全に暮らすことができるよう、災害時要援護者台帳の整備を進める。</p>		<p>各種警報や情報の入手が困難で、避難等に配慮が必要な乳幼児、妊産婦、高齢者、要介護者、障がい者、外国人等の要配慮者を把握して防災知識の普及・啓発を図る。また、要配慮者のうち、特に支援を必要する避難行動要支援者については名簿を作成する。</p>	
実施主体		活動内容(§個別計画・マニュアルなど)	
自助	災害時要援護者本人(乳幼児、妊婦、高齢者のみ世帯、要介護者、障がい者、外国人等)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者制度への登録に努める(登録制度の対象者) 日常生活に必要な用具、非常時の連絡先等を記したものを携帯する。 災害時に自身の安否を近親者、自治会長、<u>地域支援者</u>等に連絡できるようにしておく。 	
	自治会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の災害時要援護者の把握と情報の更新に努める。 災害時要援護者の支援に向けた防災知識の普及、訓練の実施に努める。 <p>§ 地区別災害時要援護者避難支援計画</p>	
共助	民生児童委員	<p>災害時要援護者の把握と災害時要援護者登録制度への登録推奨に努める。</p>	
	可児市国際交流協会	<p>災害時における多言語サポーター等の育成に努める。</p> <p>§ 避難所運営マニュアル(外国人対応)</p>	
	岐阜県身体障害者福祉協会可児支部	<p>災害時要援護者登録制度への登録推奨に努める。</p>	
	可児市健友連合会	<p>災害時要援護者登録制度への登録推奨に努める。</p>	
	地域支援者	<ul style="list-style-type: none"> 担当する災害時要援護者の個別状況等を把握するとともに、平時からの見守りに努める。 市や自治会等が行う防災訓練に参加し、災害時にとるべき行動を災害時要援護者とともに確認しておく。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の把握を行うとともに、災害時要援護者名簿の整備・更新を行う。 災害時要援護者の支援について、関係機関等との協力体制を維持向上させる。 地域における災害時要援護者の支援に向けて、地域住民、災害時要援護者を対象に防災知識の普及、啓発、水防訓練を行う。 避難所、避難路等の防災施設の整備を図るとともに、災害時要援護者の所在等を把握した防災マップシステムの運用・更新、災害時要援護者への防災情報の提供、関係施設との連携による災害時における社会福祉施設での要介護者等の受け入れ等を図る。 福祉避難所を確保するとともに、専用スペースの確保、避難所のバリアフリー化等について配慮する。 災害時要援護者に必要な物資を確保する。 <p>§ 災害時要援護者用物資備蓄計画</p>	
		<p>・削除</p> <p>(略)</p> <p>・災害時に自身の安否を近親者、自治会長、<u>避難支援者</u>等に連絡できるようにしておく。</p> <p>・地域内の<u>避難行動要支援者</u>の把握と情報の更新に努める。</p> <p>・<u>避難行動要支援者</u>の支援に向けた防災知識の普及、訓練の実施に努める。</p> <p>・<u>避難行動要支援者</u>名簿を所持している自治会・自主防災組織は、掲載者を平時から把握する。また、<u>避難行動要支援者</u>指定地域居住者名簿を所持している自治会・自主防災組織は、掲載者個々の<u>避難支援者</u>を決めておく。</p> <p>§ 地区別避難行動要支援者避難支援計画</p> <p>・<u>避難行動要支援者</u>名簿または<u>避難行動要支援者</u>指定地域居住者名簿を所持している民生児童委員は、掲載者を平時から把握する。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>削除</p> <p>避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>削除</p> <p>避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>削除</p> <p>・避難行動要支援者の把握を行うとともに、避難行動要支援者の支援について、関係機関等との協力体制を維持向上させる。</p> <p>・削除</p> <p>・地域における<u>避難行動要支援者</u>の支援に向けて、地域住民、<u>避難行動要支援者</u>を対象に防災知識の普及、啓発、水防訓練を行う。</p> <p>・避難所、避難路等の防災施設の整備を図るとともに、<u>避難行動要支援者</u>への防災情報の提供、関係施設との連携による災害時における社会福祉施設での要介護者等の受け入れ等を図る。</p> <p>(略)</p> <p>・<u>避難行動要支援者</u>に必要な物資を確保する。</p> <p>・災害対策基本法第49条の10から第49条の13に基づく<u>避難行動要支援者</u>名簿の作成等を行うとともに、自治会等で避難支援を受けられない<u>避難行動要支援者</u>を把握する。</p> <p>§ 避難行動要支援者用物資備蓄計画</p>	

資料編 指定避難所一覧（資 - 23）	資料編 指定避難所一覧（資 - 23） <u>避難行動要支援者名簿の作成等（資 - 77）</u>
------------------------	------------------------------------------------------

○風水害対策編 第3章 災害応急・復旧対策 第4節（旧）災害時要援護者対策（新）避難行動要支援者対策 頁[風 22, 風 23]

旧		新	
<p>風水害発生時、<u>災害時要援護者</u>は身体面または情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、情報提供、避難誘導、救護・救済等についてきめ細やかな対策を講じる。</p>		<p>風水害発生時、<u>避難行動要支援者</u>は身体面または情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、情報提供、避難誘導、救護・救済等についてきめ細やかな対策を講じる。</p>	
実施主体		実施主体	
自助	<u>災害時要援護者本人</u>	自助	<u>避難行動要支援者本人</u>
<p>災害の発生または避難準備（災害時要援護者避難）情報、避難勧告等が発令された時は、自身の安否を近親者、自治会長、<u>地域支援者</u>等に連絡する。</p>		<p>災害の発生または避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難勧告等が発令された時は、自身の安否を近親者、自治会長、<u>避難支援者</u>等に連絡する。</p>	
<p>市民</p> <p>災害の発生または避難準備（災害時要援護者避難）情報、避難勧告等が発令された時は、平時から把握している近隣の<u>災害時要援護者</u>の安否を確認し、安全な場所への避難誘導に努める。</p>		<p>市民</p> <p>災害の発生または避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難勧告等が発令された時は、平時から把握している近隣の<u>避難行動要支援者</u>の安否を確認し、安全な場所への避難誘導に努める。</p>	
<p><u>地域支援者</u></p> <p>災害の発生または避難準備（災害時要援護者避難）情報、避難勧告等が発令された時は、自治会、民生児童委員と協力して、担当の<u>災害時要援護者</u>の安否を確認する。状況によっては、避難を呼びかけるとともに安全な場所に避難誘導する。</p>		<p>削除</p>	
<p>自治会・ 自主防災組織</p> <p>・災害の発生または避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告等が発令された時は、地域支援者、民生児童委員と協力して、地域内の<u>災害時要援護者</u>の安否を確認する。状況によっては、避難を呼びかけるとともに安全な場所に避難誘導する。</p> <p>・安否の確認ができない<u>災害時要援護者</u>を、地区の連絡所長を通じて市に連絡する。</p>		<p>自治会・ 自主防災組織</p> <p>・災害の発生または避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難勧告等が発令された時には、民生児童委員と協力して避難行動要支援者名簿掲載者、<u>避難行動要支援者</u>指定地域居住者名簿掲載者及び平時から把握している地域内の<u>避難行動要支援者</u>の安否を確認し、安全な場所への避難誘導に努める。（できる限り、<u>指定地域居住者名簿掲載者</u>を優先する。）</p> <p>・安否の確認ができない<u>避難行動要支援者</u>を、地区の連絡所長を通じて市に連絡する。</p>	
<p>民生児童委員</p> <p>災害の発生または避難準備（要援護者避難）情報、避難勧告等が発令された時は、自治会、地域支援者と協力して、担当地区内の<u>災害時要援護者</u>の安否を確認する。</p>		<p>民生児童委員</p> <p>災害の発生または避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難勧告等が発令された時には、自治会・自主防災組織と協力して避難行動要支援者名簿掲載者、<u>避難行動要支援者</u>指定地域居住者名簿掲載者及び平時から把握している担当地区内の<u>避難行動要支援者</u>の安否確認に努める。（できる限り、<u>指定地域居住者名簿掲載者</u>を優先する。）</p>	
<p>可児市国際交流協会</p> <p>災害の発生または避難準備（災害時要援護者避難）情報、避難勧告等が発令された時は、多文化共生センターの利用者の安全を確保する。また、同センター内に災害時多言語支援センターを設置し、災害時の多言語サポートを確保するとともに、避難所等の必要とされる施設に派遣する。</p> <p>災害時多言語支援センター運営マニュアル</p>		<p>可児市国際交流協会</p> <p>災害の発生または避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難勧告等が発令された時は、多文化共生センターの利用者の安全を確保する。また、同センター内に災害時多言語支援センターを設置し、災害時の多言語サポートを確保するとともに、避難所等の必要とされる施設に派遣する。</p> <p>（略）</p>	

市 公助	<p>1 警戒・避難情報の伝達 避難勧告等の判断基準により、避難準備（災害時要援護者避難）情報を発令し、要援護者に対して早めの避難を促す。なお、伝達方法としては、防災行政無線やホームページ等のほか、支援者となる自治会長、民生児童委員に対して、警戒・避難情報等を個別に携帯メール配信する。</p> <p>2 災害時要援護者の安否確認 <u>自治会長からの安否確認の報告を集約する。安否の確認できない災害時要援護者については、特に災害の危険性が高い地区を優先的に、警察署等と協力して確認を行う。</u></p> <p>3 灾害時要援護者への配慮</p> <p>(1) 避難所 必要に応じて福祉避難所を開設し、<u>災害時要援護者</u>に必要な物資を確保する。避難所での援護にあたっては、避難所運営マニュアル等に基づき対応する。</p> <p>(2) 福祉サービスの継続 福祉サービス事業者との間で速やかに連絡を取り、<u>災害時要援護者</u>が継続して福祉サービスが受けられるように努める。また、必要に応じて民間福祉施設との協定に基づき、緊急入所等を要請する。</p> <p>(3) 外国人支援対策 可児市国際交流協会と協力して、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、外国語による情報発信に努める。</p> <p>§ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル、<u>災害時要援護者支援マニュアル</u>、避難所運営マニュアル</p>
	<p>1 警戒・避難情報の伝達 避難勧告等の判断基準により、避難準備（<u>避難行動要支援者避難</u>）情報を発令し、<u>避難行動要支援者</u>に対して早めの避難を促す。なお、伝達方法としては、防災行政無線やホームページ等のほか、支援者となる自治会長、民生児童委員に対して、警戒・避難情報等を個別に携帯メール配信する。</p> <p>2 避難行動要支援者の安否確認</p> <p>(1) <u>自治会等で避難支援を受けられない避難行動要支援者の安否確認を消防団、消防署及び警察署と連携して行う。</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者名簿を提供している自治会等に安否不明者の有無を照会する。</u> (特別地域居住者名簿を提供している自治会を優先して照会する。)</p> <p>(3) <u>安否不明者の連絡を受けた場合は、災害の危険性が高い地区を優先的に、消防団、消防署及び警察署と連携して確認を行う。</u></p> <p>3 避難行動要支援者への配慮</p> <p>(1) 避難所 必要に応じて福祉避難所を開設し、<u>避難行動要支援者</u>に必要な物資を確保する。避難所での援護にあたっては、避難所運営マニュアル等に基づき対応する。</p> <p>(2) 福祉サービスの継続 福祉サービス事業者との間で速やかに連絡を取り、<u>避難行動要支援者</u>が継続して福祉サービスが受けられるように努める。また、必要に応じて民間福祉施設との協定に基づき、緊急入所等を要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>§ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル、<u>避難行動要支援者支援マニュアル</u>、避難所運営マニュアル</p>

資料編

応援協定一覧（資 - 15） 指定避難所一覧（資 - 25）

資料編

応援協定一覧（資 - 15） 指定避難所一覧（資 - 25） 避難行動要支援者名簿の作成等（資 - 77）

旧		新	
実施主体		活動内容(§個別計画・マニュアルなど)	
自助	災害時要援護者本人(乳幼児、妊婦、高齢者のみ世帯、要介護者、障がい者、外国人等)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者制度への登録に努める(登録制度の対象者) ・日常生活に必要な用具、非常時の連絡先等を記したものを持たせる。 ・災害時に自身の安否を近親者、自治会長、<u>地域支援者</u>等に連絡できるようにしておく。 	各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な乳幼児、妊婦、高齢者、要介護者、障がい者、外国人等を保護し、安全の確保を図る。また、地域の中で支援を受け、安心・安全に暮らすことができるよう、災害時要援護者台帳の整備を進める。
	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の<u>災害時要援護者</u>の把握と情報の更新に努める。 ・災害時要援護者の支援に向けた防災知識の普及、訓練の実施に努める。 <p>§ 地区別災害時要援護者避難支援計画</p>	各種警報や情報の入手が困難で、避難等に配慮が必要な乳幼児、妊婦、高齢者、要介護者、障がい者、外国人等の <u>要配慮者</u> を把握して防災知識の普及・啓発を図る。また、要配慮者のうち、特に支援を必要する <u>避難行動要支援者</u> については名簿を作成する。
共助	民生児童委員	災害時要援護者の把握と災害時要援護者登録制度への登録推奨に努める。	
	可児市国際交流協会	災害時における多言語サポーター等の育成に努める。	
	岐阜県身体障害者福祉協会可児支部	災害時要援護者登録制度への登録推奨に努める。	
	可児市健友連合会	災害時要援護者登録制度への登録推奨に努める。	
	地域支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・担当する災害時要援護者の個別状況等を把握するとともに、平時からの見守りに努める。 ・市や自治会等が行う防災訓練に参加し、災害時にとるべき行動を災害時要援護者とともに確認しておく。 	
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の把握を行うとともに、災害時要援護者名簿の整備・更新を行う。 ・災害時要援護者の支援について、関係機関等との協力体制を維持向上させる。 ・地域における<u>災害時要援護者</u>の支援に向けて、地域住民、<u>災害時要援護者</u>を対象に防災知識の普及、啓発、防災訓練を行う。 ・避難所、避難路等の防災施設の整備を図るとともに、災害時要援護者の所在等を把握した防災マップシステムの運用・更新、災害時要援護者への防災情報の提供、関係施設との連携による災害時における社会福祉施設での要介護者等の受け入れ等を図る。 ・福祉避難所を確保するとともに、専用スペースの確保、避難所のバリアフリー化等について配慮する。 ・災害時要援護者に必要な物資を確保する。 <p>§ 災害時要援護者用物資備蓄計画</p>	
公助	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の<u>避難行動要支援者</u>の把握と情報の更新に努める。 ・<u>避難行動要支援者</u>の支援に向けた防災知識の普及、訓練の実施に努める。 ・<u>避難行動要支援者</u>名簿または<u>避難行動要支援者</u>指定地域居住者名簿を所持している自治会・自主防災組織は、掲載者を平時から把握する。 <p>§ 地区別避難行動要支援者避難支援計画</p>	
	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難行動要支援者</u>名簿または<u>避難行動要支援者</u>指定地域居住者名簿を所持している民生児童委員は、掲載者を平時から把握する。 	
自助	可児市国際交流協会	(略)	
	岐阜県身体障害者福祉協会可児支部	削除 避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発に努める。	
	可児市健友連合会	削除 避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発に努める。	
	削除	削除	
公助	市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難行動要支援者</u>の把握を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>の支援について、関係機関等との協力体制を維持向上させる。 ・削除 ・地域における<u>避難行動要支援者</u>の支援に向けて、地域住民、<u>避難行動要支援者</u>を対象に防災知識の普及、啓発、防災訓練を行う。 ・避難所、避難路等の防災施設の整備を図るとともに、<u>避難行動要支援者</u>への防災情報の提供、関係施設との連携による災害時における社会福祉施設での要介護者等の受け入れ等を図る。 ・(略) ・<u>避難行動要支援者</u>に必要な物資を確保する。 ・災害対策基本法第49条の10から第49条の13に基づく<u>避難行動要支援者</u>名簿の作成等を行うとともに、自治会等で避難支援を受けられない<u>避難行動要支援者</u>を把握する。 <p>§ 避難行動要支援者用物資備蓄計画</p>	

○地震対策編 第3章 災害応急・復旧対策 第3節（旧）災害時要援護者対策（新）避難行動要支援者対策 頁[地 25, 風 26]

旧			新				
実施主体		活動内容（§個別計画・マニュアルなど）		実施主体		活動内容（§個別計画・マニュアルなど）	
自助 共助	災害時要援護者本人	地震が発生した時は、自身の安否を近親者、自治会長、 <u>地域支援者</u> 等に連絡する。	共助	避難行動要支援者本人	地震が発生した時又は東海地震予知情報が発表された時は、自身の安否を近親者、自治会長等に連絡する。		
	市民	地震が発生した時は、平時から把握している近隣の <u>災害時要援護者</u> の安否を確認し、安全な場所への避難誘導に努める。		市民	地震が発生した時は、平時から把握している近隣の <u>避難行動要支援者</u> の安否を確認し、安全な場所への避難誘導に努める。		
	地域支援者	地震が発生した時は、自治会、民生児童委員と協力して、担当の <u>災害時要援護者</u> の安否を確認する。状況によっては、避難を呼びかけるとともに安全な場所に <u>避難誘導</u> する。		削除	削除		
	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生した時は、地域支援者、民生児童委員と協力して、地域内の<u>災害時要援護者</u>の安否を確認する。状況によっては、避難を呼びかけるとともに安全な場所に<u>避難誘導</u>する。 安否の確認ができない<u>災害時要援護者</u>を、地区の連絡所長を通じて市に連絡する。 		自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生した時又は東海地震予知情報が発表された時は、民生児童委員と協力して<u>避難行動要支援者</u>名簿掲載者、<u>避難行動要支援者</u>指定地域居住者名簿掲載者及び平時から把握している地域内の<u>避難行動要支援者</u>の安否を確認し、安全な場所への<u>避難誘導</u>に努める。 安否の確認ができない<u>避難行動要支援者</u>を、地区の連絡所長を通じて市に連絡する。 		
	民生児童委員	<u>地震が発生した時は、自治会、地域支援者と協力して、担当地区内の災害時要援護者の安否を確認する。</u>		民生児童委員	<u>地震が発生した時又は東海地震予知情報が発表された時は、自治会・自主防災組織と協力して<u>避難行動要支援者</u>名簿掲載者、<u>避難行動要支援者</u>指定地域居住者名簿掲載者及び平時から把握している担当地区内の<u>避難行動要支援者</u>の安否確認に努める。</u>		
	可児市国際交流協会	地震が発生した時は、多文化共生センターの利用者の安全を確保する。また、同センター内に災害時多言語支援センターを設置し、災害時の多言語サポーターを確保するとともに、避難所等の必要とされる施設に派遣する。 <u>災害時多言語支援センター運営マニュアル</u>		可児市国際交流協会	(略)		

公助市	<p>1 警戒・避難情報の伝達 防災行政無線やホームページ等のほか、支援者となる自治会長、民生児童委員に対して、警戒・避難情報等を個別に携帯メール配信する。</p> <p>2 <u>災害時要援護者の安否確認</u> 自治会長からの安否確認の報告を集約する。安否の確認できない<u>災害時要援護者</u>については、<u>特に災害の危険性が高い地区を優先的に、警察署等と協力して確認を行う。</u></p> <p>3 <u>災害時要援護者への配慮</u></p> <p>(1)避難所 必要に応じて福祉避難所を開設し、<u>災害時要援護者</u>に必要な物資を確保する。避難所での援護にあたっては、避難所運営マニュアル等に基づき対応する。</p> <p>(2)福祉サービスの継続 福祉サービス事業者との間で速やかに連絡を取り、<u>災害時要援護者</u>が継続して福祉サービスが受けられるように努める。また、必要に応じて民間福祉施設との協定に基づき、緊急入所等を要請する。</p> <p>(3)外国人支援対策 可児市国際交流協会と協力して、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、外国語による情報発信に努める。</p> <p>§ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル、<u>災害時要援護者支援マニュアル</u>、避難所運営マニュアル</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>避難行動要支援者の安否確認</u> 自治会長からの安否確認の報告を集約する。安否の確認できない<u>避難行動要支援者</u>については、<u>災害の危険性が高い地区を優先的に、消防団、消防署及び警察署と連携して確認を行う。</u></p> <p>3 <u>避難行動要支援者への配慮</u></p> <p>(1)避難所 必要に応じて福祉避難所を開設し、<u>避難行動要支援者</u>に必要な物資を確保する。避難所での援護にあたっては、避難所運営マニュアル等に基づき対応する。</p> <p>(2)福祉サービスの継続 福祉サービス事業者との間で速やかに連絡を取り、<u>避難行動要支援者</u>が継続して福祉サービスが受けられるように努める。また、必要に応じて民間福祉施設との協定に基づき、緊急入所等を要請する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>§ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル、<u>避難行動要支援者支援マニュアル</u>、避難所運営マニュアル</p>
	資料編 応援協定一覧（資 - 15） 指定避難所一覧（資 - 25）	資料編 (略)

頁	旧	新
総 - 3	<p>第1節 可児市の現状と課題</p> <p>人口特性</p> <p>【課題】</p> <p>高齢化の進行により<u>災害時要援護者</u>の増加が見込まれる一方で、乳幼児や妊婦等も含めた対象者の把握や避難支援に向けた取り組みが必要である。</p>	<p>第1節 可児市の現状と課題</p> <p>人口特性</p> <p>【課題】</p> <p>高齢化の進行により<u>避難行動要支援者</u>の増加が見込まれる一方で、乳幼児や妊婦等も含めた対象者の把握や避難支援に向けた取り組みが必要である。</p>
風 - 3	<p>第2節 自主防災活動の推進</p> <p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災マニュアルの作成や危険箇所、<u>災害時要援護者</u>等の把握を図る。 <p>資料編</p> <p><u>可児市自主防災組織育成補助金交付要綱（資 - 67）</u></p>	<p>第2節 自主防災活動の推進</p> <p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災マニュアルの作成や危険箇所、<u>避難行動要支援者</u>等の把握を図る。 <p>資料編</p> <p><u>可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱（資 - 66）</u></p>
風 - 5	<p>第3節 災害対策物資の備蓄</p> <p>資料編</p> <p><u>可児市防災設備整備事業補助金交付要綱（資 - 66）</u></p>	<p>第3節 災害対策物資の備蓄</p> <p>資料編</p> <p><u>可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱（資 - 66）</u></p>
風 - 6	<p>第4節 避難対策</p> <p>公助</p> <p>第二次避難所</p> <p>第一次避難所だけでは収容できない場合に備えて、小中学校等の市立施設を避難所として指定する。また、福祉センター、老人福祉センターを福祉避難所（<u>災害時要援護者</u>優先避難所）として確保する。</p>	<p>第4節 避難物資</p> <p>公助</p> <p>第二次避難所</p> <p>第一次避難所だけでは収容できない場合に備えて、小中学校等の市立施設を避難所として指定する。また、福祉センター、老人福祉センターを福祉避難所（<u>避難行動要支援者</u>優先避難所）として確保する。</p>
風 - 19	<p>第2節 水防活動</p> <p>公助</p> <p>6 避難準備（<u>要援護者</u>避難）情報、避難勧告、避難指示の発令</p> <p>市長は、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準により、避難勧告等を発令する。</p>	<p>第2節 水防活動</p> <p>公助</p> <p>6 避難準備（<u>避難行動要支援者</u>避難）情報、避難勧告、避難指示の発令</p> <p>市長は、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準により、避難勧告等を発令する。</p>
風 - 20	<p>第3節 避難対策</p> <p>公助</p> <p>2 避難所の体系</p> <p>第二次避難所</p> <p>第一次避難所だけでは収容できない場合に備えて、小中学校等の市立施設を避難所として指定する。また、福祉センター、老人福祉センターを福祉避難所（<u>災害時要援護者</u>優先避難所）として確保する。</p> <p>3 避難準備（<u>要援護者</u>避難）情報、避難勧告、避難指示の発令</p>	<p>第3節 避難対策</p> <p>公助</p> <p>2 避難所の体系</p> <p>第二次避難所</p> <p>第一次避難所だけでは収容できない場合に備えて、小中学校等の市立施設を避難所として指定する。また、福祉センター、老人福祉センターを福祉避難所（<u>避難行動要支援者</u>優先避難所）として確保する。</p> <p>3 避難準備（<u>避難行動要支援者</u>避難）情報、避難勧告、避難指示の発令</p>
風 - 32	<p>第13節 防疫・食品衛生活動</p> <p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者世帯、要介護者がいる世帯等</u>には、防疫活動の支援を行う。 	<p>第13節 防疫・食品衛生活動</p> <p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難行動要支援者がいる世帯等</u>には、防疫活動の支援を行う。
風 - 33	<p>第14節 ごみ・し尿処理活動</p> <p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者世帯、要介護者がいる世帯等</u>には、ごみの分別、排出の支援を行う。 	<p>第14節 ごみ・し尿処理活動</p> <p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難行動要支援者がいる世帯等</u>には、ごみの分別、排出の支援を行う。

頁	旧	新
風 - 39	<p>第20節 住宅応急対策</p> <p>4 仮設住宅の建設</p> <p>住宅を失った被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、仮設住宅を設置候補地に建設し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>また、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮した住宅の設置等に努めるほか、優先的な入居に配慮する。</p>	<p>第20節 住宅応急対策</p> <p>4 仮設住宅の建設</p> <p>住宅を失った被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、仮設住宅を設置候補地に建設し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>また、<u>避難行動要支援者</u>に十分配慮した住宅の設置等に努めるほか、優先的な入居に配慮する。</p>
地 - 4	<p>第2節 自主防災活動の推進</p> <p>共助</p> <p>・防災マニュアルの作成や危険箇所、<u>災害時要援護者</u>等の把握を図る。</p> <p>資料編</p> <p><u>可児市自主防災組織育成補助金交付要綱（資 - 67）</u></p>	<p>第2節 自主防災活動の推進</p> <p>共助</p> <p>・防災マニュアルの作成や危険箇所、<u>避難行動要支援者</u>等の把握を図る。</p> <p>資料編</p> <p><u>可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱（資 - 66）</u></p>
地 - 6	<p>第3節 災害対策物資の備蓄</p> <p>資料編</p> <p><u>可児市防災設備整備事業補助金交付要綱（資 - 66）</u></p>	<p>第3節 災害対策物資の備蓄</p> <p>資料編</p> <p><u>可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱（資 - 66）</u></p>
地 - 9	<p>第6節 避難対策</p> <p>公助</p> <p>第二次避難所</p> <p>第一次避難所だけでは収容できない場合に備えて、小中学校等の市立施設を避難所として指定する。</p> <p>また、福祉センター、老人福祉センターを福祉避難所（<u>災害時要援護者優先避難所</u>）として確保する。</p>	<p>第4節 避難物資</p> <p>公助</p> <p>第二次避難所</p> <p>第一次避難所だけでは収容できない場合に備えて、小中学校等の市立施設を避難所として指定する。</p> <p>また、福祉センター、老人福祉センターを福祉避難所（<u>避難行動要支援者優先避難所</u>）として確保する。</p>
地 - 23	<p>第2節 避難対策</p> <p>公助</p> <p>2 避難所の体系</p> <p>第二次避難所</p> <p>第一次避難所だけでは収容できない場合に備えて、小中学校等の市立施設を避難所として指定する。</p> <p>また、福祉センター、老人福祉センターを福祉避難所（<u>災害時要援護者優先避難所</u>）として確保する。</p>	<p>第3節 避難対策</p> <p>公助</p> <p>2 避難所の体系</p> <p>第二次避難所</p> <p>第一次避難所だけでは収容できない場合に備えて、小中学校等の市立施設を避難所として指定する。</p> <p>また、福祉センター、老人福祉センターを福祉避難所（<u>避難行動要支援者優先避難所</u>）として確保する。</p>
地 - 35	<p>第12節 防疫・食品衛生活動</p> <p>共助</p> <p>・<u>高齢者世帯、要介護者がいる世帯等</u>には、防疫活動の支援を行う。</p>	<p>第12節 防疫・食品衛生活動</p> <p>共助</p> <p>・<u>避難行動要支援者がいる世帯等</u>には、防疫活動の支援を行う。</p>
地 - 36	<p>第13節 ごみ・し尿処理活動</p> <p>共助</p> <p>・<u>高齢者世帯、要介護者がいる世帯等</u>には、ごみの分別、排出の支援を行う。</p>	<p>第13節 ごみ・し尿処理活動</p> <p>共助</p> <p>・<u>避難行動要支援者がいる世帯等</u>には、ごみの分別、排出の支援を行う。</p>
地 - 42	<p>第19節 住宅応急対策</p> <p>5 仮設住宅の建設</p> <p>住宅を失った被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、仮設住宅を設置候補地に建設し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>また、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮した住宅の設置等に努めるほか、優先的な入居に配慮する。</p>	<p>第19節 住宅応急対策</p> <p>5 仮設住宅の建設</p> <p>住宅を失った被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、仮設住宅を設置候補地に建設し、一時的な居住の安定を図る。</p> <p>また、<u>避難行動要支援者</u>に十分配慮した住宅の設置等に努めるほか、優先的な入居に配慮する。</p>

頁	旧	新																																																																																																																																				
原 - 3	<p>第1節 原子力（放射能）に関する知識の普及啓発</p> <p>公助</p> <p>県をはじめとした防災関係機関と協力して、住民等に対する原子力（放射能）についての知識の普及と啓発に努めるとともに、次に掲げる事項について広報活動を実施する。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。なお、防災知識の普及と啓発に際しては、乳幼児、妊婦、高齢者、要介護者、障がい者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>に十分配慮し、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制が整備されるよう努める。</p>	<p>第1節 原子力（放射能）に関する知識の普及啓発</p> <p>公助</p> <p>県をはじめとした防災関係機関と協力して、住民等に対する原子力（放射能）についての知識の普及と啓発に努めるとともに、次に掲げる事項について広報活動を実施する。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。なお、防災知識の普及と啓発に際しては、乳幼児、妊産婦、高齢者、要介護者、障がい者、外国人等の<u>要配慮者</u>に十分配慮し、地域において<u>避難行動要支援者</u>を支援する体制が整備されるよう努める。</p>																																																																																																																																				
資 - 8	<p>○緊急初動期から応急活動期における各部の役割（風水害時）</p> <p>健康福祉部 災害応急活動期</p> <p>・<u>災害時要援護者の安否確認</u></p>	<p>○緊急初動期から応急活動期における各部の役割（風水害時）</p> <p>健康福祉部 災害応急活動期</p> <p>・<u>避難行動要支援者の安否確認</u></p>																																																																																																																																				
資 - 10	<p>○緊急初動期から応急活動期における各部の役割（地震時）</p> <p>健康福祉部 災害応急第 期</p> <p>・<u>災害時要援護者の被害把握</u></p> <p>健康福祉部 災害応急第 期</p> <p>・<u>災害時要援護者の避難支援</u></p>	<p>○緊急初動期から応急活動期における各部の役割（地震時）</p> <p>健康福祉部 災害応急第 期</p> <p>・<u>避難行動要支援者の被害把握</u></p> <p>健康福祉部 災害応急第 期</p> <p>・<u>避難行動要支援者の避難支援</u></p>																																																																																																																																				
資 - 13	<p>○災害時における各課の分担任務</p> <p>福祉課</p> <p>1 <u>災害時要援護者の支援、安否確認</u>に關すること。</p>	<p>○災害時における各課の分担任務</p> <p>福祉課</p> <p>1 <u>避難行動要支援者の支援、安否確認</u>に關すること。</p>																																																																																																																																				
資 - 23	<p>○指定避難所一覧</p> <p>福祉避難所：<u>災害時要援護者優先の避難所</u></p>	<p>○指定避難所一覧</p> <p>福祉避難所：<u>避難行動要支援者優先の避難所</u></p>																																																																																																																																				
資 - 32	<p>○防災行政無線設備一覧</p> <p>移動系無線局（デジタル）</p> <p>(1) M C A 無線機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼出名称</th> <th>配置場所</th> <th>呼出名称</th> <th>配置場所</th> <th>呼出名称</th> <th>配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部 1</td> <td>市役所（防災安全課）</td> <td>第 1 分団長</td> <td>消防団第 1 分団長</td> <td>第 3 分団長</td> <td>消防団第 3 分団長</td> </tr> <tr> <td>災対本部 2</td> <td>市役所（防災安全課）</td> <td>第 1 分団 1</td> <td>消防車庫（第 1 分団第 1 部）</td> <td>第 3 分団 1</td> <td>消防車庫（第 3 分団第 1 部）</td> </tr> <tr> <td>災対本部 3</td> <td>市役所（防災安全課）</td> <td>第 1 分団 2</td> <td>消防車庫（第 1 分団第 2 部）</td> <td>第 3 分団 2</td> <td>消防車庫（第 3 分団第 2 部）</td> </tr> <tr> <td>土木班 1</td> <td>市役所（土木課）</td> <td>第 1 分団 3</td> <td>消防車庫（第 1 分団第 3 部）</td> <td>第 3 分団 3</td> <td>消防車庫（第 3 分団第 3 部）</td> </tr> <tr> <td>土木班 2</td> <td>市役所（土木課）</td> <td>第 1 分団 4</td> <td>消防車庫（第 1 分団第 4 部）</td> <td>第 3 分団 4</td> <td>消防車庫（第 3 分団第 4 部）</td> </tr> <tr> <td>土木班 3</td> <td>市役所（土木課）</td> <td>第 2 分団長</td> <td>消防団第 2 分団長</td> <td>第 4 分団長</td> <td>消防団第 4 分団長</td> </tr> <tr> <td>可児警察署</td> <td>可児警察署（警備課）</td> <td>第 2 分団 1</td> <td>消防車庫（第 2 分団第 1 部）</td> <td>第 4 分団 1</td> <td>消防車庫（第 4 分団第 1 部）</td> </tr> <tr> <td>南消防署</td> <td>南消防署</td> <td>第 2 分団 2</td> <td>消防車庫（第 2 分団第 2 部）</td> <td>第 4 分団 2</td> <td>消防車庫（第 4 分団第 2 部）</td> </tr> <tr> <td>消防団長</td> <td>市役所（防災安全課）</td> <td>第 2 分団 3</td> <td>消防車庫（第 2 分団第 3 部）</td> <td>第 4 分団 3</td> <td>消防車庫（第 4 分団第 3 部）</td> </tr> <tr> <td>消防指導員</td> <td>消防団指導員</td> <td>第 2 分団 4</td> <td>消防車庫（第 2 分団第 4 部）</td> <td>第 4 分団 4</td> <td>消防車庫（第 4 分団第 4 部）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">計 30 台</p>	呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所	災対本部 1	市役所（防災安全課）	第 1 分団長	消防団第 1 分団長	第 3 分団長	消防団第 3 分団長	災対本部 2	市役所（防災安全課）	第 1 分団 1	消防車庫（第 1 分団第 1 部）	第 3 分団 1	消防車庫（第 3 分団第 1 部）	災対本部 3	市役所（防災安全課）	第 1 分団 2	消防車庫（第 1 分団第 2 部）	第 3 分団 2	消防車庫（第 3 分団第 2 部）	土木班 1	市役所（土木課）	第 1 分団 3	消防車庫（第 1 分団第 3 部）	第 3 分団 3	消防車庫（第 3 分団第 3 部）	土木班 2	市役所（土木課）	第 1 分団 4	消防車庫（第 1 分団第 4 部）	第 3 分団 4	消防車庫（第 3 分団第 4 部）	土木班 3	市役所（土木課）	第 2 分団長	消防団第 2 分団長	第 4 分団長	消防団第 4 分団長	可児警察署	可児警察署（警備課）	第 2 分団 1	消防車庫（第 2 分団第 1 部）	第 4 分団 1	消防車庫（第 4 分団第 1 部）	南消防署	南消防署	第 2 分団 2	消防車庫（第 2 分団第 2 部）	第 4 分団 2	消防車庫（第 4 分団第 2 部）	消防団長	市役所（防災安全課）	第 2 分団 3	消防車庫（第 2 分団第 3 部）	第 4 分団 3	消防車庫（第 4 分団第 3 部）	消防指導員	消防団指導員	第 2 分団 4	消防車庫（第 2 分団第 4 部）	第 4 分団 4	消防車庫（第 4 分団第 4 部）	<p>○防災行政無線設備一覧</p> <p>移動系無線局（デジタル）</p> <p>(1) M C A 無線機</p> <p>追加分のみ記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼出名称</th> <th>配置場所</th> <th>呼出名称</th> <th>配置場所</th> <th>呼出名称</th> <th>配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今渡</td> <td>今渡公民館</td> <td>広見東</td> <td>広見東公民館</td> <td>旭小</td> <td>旭小学校</td> </tr> <tr> <td>川合</td> <td>川合公民館</td> <td>広見</td> <td>広見公民館</td> <td>桜ヶ丘小</td> <td>桜ヶ丘小学校</td> </tr> <tr> <td>下恵土</td> <td>下恵土公民館</td> <td>中恵土</td> <td>中恵土公民館</td> <td>東明小</td> <td>東明小学校</td> </tr> <tr> <td>土田</td> <td>土田公民館</td> <td>兼山</td> <td>兼山公民館</td> <td>広見小</td> <td>広見小学校</td> </tr> <tr> <td>帷子</td> <td>帷子公民館</td> <td>今渡北小</td> <td>今渡北小学校</td> <td>兼山小</td> <td>兼山小学校</td> </tr> <tr> <td>春里</td> <td>春里公民館</td> <td>今渡南小</td> <td>今渡南小学校</td> <td>蘇南中</td> <td>蘇南中学校</td> </tr> <tr> <td>姫治</td> <td>姫治公民館</td> <td>土田小</td> <td>土田小学校</td> <td>西可児中</td> <td>西可児中学校</td> </tr> <tr> <td>平牧</td> <td>平牧公民館</td> <td>帷子小</td> <td>帷子小学校</td> <td>広陵中</td> <td>広陵中学校</td> </tr> <tr> <td>桜ヶ丘</td> <td>桜ヶ丘公民館</td> <td>南帷子小</td> <td>南帷子小学校</td> <td>中部中</td> <td>中部中学校</td> </tr> <tr> <td>久々利</td> <td>久々利公民館</td> <td>春里小</td> <td>春里小学校</td> <td>東可児中</td> <td>東可児中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">計 60 台</p>	呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所	今渡	今渡公民館	広見東	広見東公民館	旭小	旭小学校	川合	川合公民館	広見	広見公民館	桜ヶ丘小	桜ヶ丘小学校	下恵土	下恵土公民館	中恵土	中恵土公民館	東明小	東明小学校	土田	土田公民館	兼山	兼山公民館	広見小	広見小学校	帷子	帷子公民館	今渡北小	今渡北小学校	兼山小	兼山小学校	春里	春里公民館	今渡南小	今渡南小学校	蘇南中	蘇南中学校	姫治	姫治公民館	土田小	土田小学校	西可児中	西可児中学校	平牧	平牧公民館	帷子小	帷子小学校	広陵中	広陵中学校	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	南帷子小	南帷子小学校	中部中	中部中学校	久々利	久々利公民館	春里小	春里小学校	東可児中	東可児中学校
呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所																																																																																																																																	
災対本部 1	市役所（防災安全課）	第 1 分団長	消防団第 1 分団長	第 3 分団長	消防団第 3 分団長																																																																																																																																	
災対本部 2	市役所（防災安全課）	第 1 分団 1	消防車庫（第 1 分団第 1 部）	第 3 分団 1	消防車庫（第 3 分団第 1 部）																																																																																																																																	
災対本部 3	市役所（防災安全課）	第 1 分団 2	消防車庫（第 1 分団第 2 部）	第 3 分団 2	消防車庫（第 3 分団第 2 部）																																																																																																																																	
土木班 1	市役所（土木課）	第 1 分団 3	消防車庫（第 1 分団第 3 部）	第 3 分団 3	消防車庫（第 3 分団第 3 部）																																																																																																																																	
土木班 2	市役所（土木課）	第 1 分団 4	消防車庫（第 1 分団第 4 部）	第 3 分団 4	消防車庫（第 3 分団第 4 部）																																																																																																																																	
土木班 3	市役所（土木課）	第 2 分団長	消防団第 2 分団長	第 4 分団長	消防団第 4 分団長																																																																																																																																	
可児警察署	可児警察署（警備課）	第 2 分団 1	消防車庫（第 2 分団第 1 部）	第 4 分団 1	消防車庫（第 4 分団第 1 部）																																																																																																																																	
南消防署	南消防署	第 2 分団 2	消防車庫（第 2 分団第 2 部）	第 4 分団 2	消防車庫（第 4 分団第 2 部）																																																																																																																																	
消防団長	市役所（防災安全課）	第 2 分団 3	消防車庫（第 2 分団第 3 部）	第 4 分団 3	消防車庫（第 4 分団第 3 部）																																																																																																																																	
消防指導員	消防団指導員	第 2 分団 4	消防車庫（第 2 分団第 4 部）	第 4 分団 4	消防車庫（第 4 分団第 4 部）																																																																																																																																	
呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所																																																																																																																																	
今渡	今渡公民館	広見東	広見東公民館	旭小	旭小学校																																																																																																																																	
川合	川合公民館	広見	広見公民館	桜ヶ丘小	桜ヶ丘小学校																																																																																																																																	
下恵土	下恵土公民館	中恵土	中恵土公民館	東明小	東明小学校																																																																																																																																	
土田	土田公民館	兼山	兼山公民館	広見小	広見小学校																																																																																																																																	
帷子	帷子公民館	今渡北小	今渡北小学校	兼山小	兼山小学校																																																																																																																																	
春里	春里公民館	今渡南小	今渡南小学校	蘇南中	蘇南中学校																																																																																																																																	
姫治	姫治公民館	土田小	土田小学校	西可児中	西可児中学校																																																																																																																																	
平牧	平牧公民館	帷子小	帷子小学校	広陵中	広陵中学校																																																																																																																																	
桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	南帷子小	南帷子小学校	中部中	中部中学校																																																																																																																																	
久々利	久々利公民館	春里小	春里小学校	東可児中	東可児中学校																																																																																																																																	

頁	旧	新
資 - 40	○可児市消防団組織図 指導員 <u>2</u> 第4分団第4部 団員 <u>34</u>	○可児市消防団組織図 指導員 <u>3</u> 第4分団第4部 団員 <u>33</u>
資 - 66	<u>可児市防災設備整備事業補助金交付要綱</u>	削除
資 - 67	<u>可児市自主防災組織育成補助金交付要綱</u>	削除
資 - 66 - 67		<u>可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱</u> <u>本文は別紙</u>
資 - 77 - 78		<u>避難行動要支援者名簿の作成等</u> <u>本文は別紙</u>